

令和 8 年度

和歌山県の教育の要点

令和 8 年 4 月

和歌山県教育委員会

はじめに

本書は、「第4期和歌山県教育振興基本計画」（以下「4期計画」という。）の年度ごとの実施計画としての性格を有し、当該年度に重点的に取り組む事項をまとめたものです。また、平成19年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会が行う事務として規定された「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の基準となるものでもあります。県立学校においては、こどもが自ら問いを立て主体的・探究的に学ぶ教育や、こどもの人生を豊かにし社会の一員としての自己有用感等を育むキャリア教育、地域の教育資源と連携した体験的な学びの推進や学校経営の円滑化につながるカリキュラムマネジメント等を進めていくうえで、現職教育等の機会を捉えて本書を積極的に活用願います。市町村教育委員会及び市町村立学校等におかれましては、県教育行政における今年度の方向性として、日常の業務のご参考としていただくよう、お願いいたします。

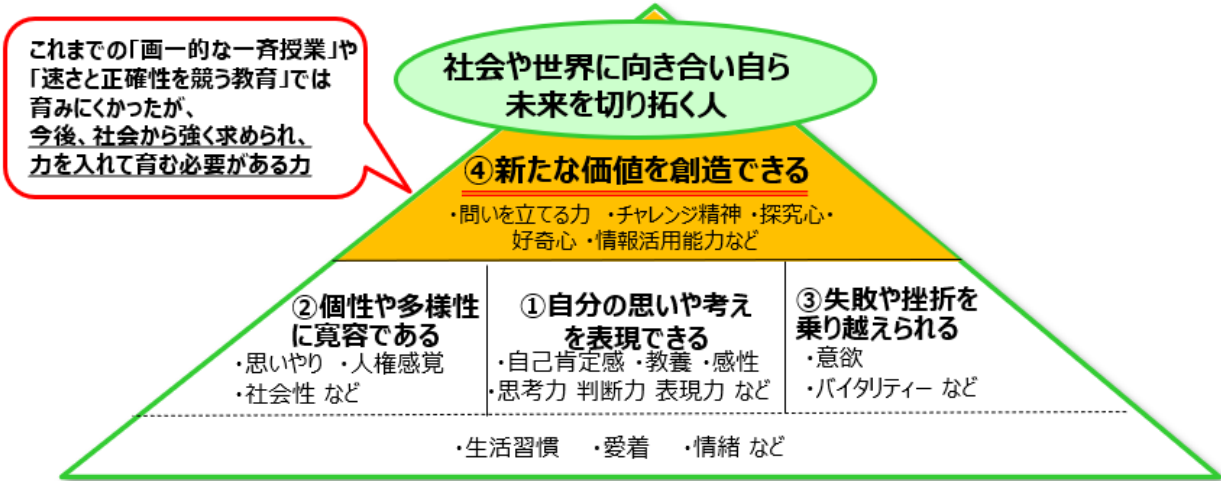
また、4期計画では、「基本的方向5 多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現」に、人権の尊重や多様性を認め合う社会の実現等を位置付け、全ての教育活動の基盤は人権教育にあること、こどもの人権も大人の人権と同様に守られていなければならないことを特に示したところです。国でも「こどもまんなか社会」や「誰一人取り残さない教育」が掲げられていますが、和歌山県としても、こどもたちみんなが、勉強であれ、スポーツや文化芸術等であれ、心の底から「楽しい」「やってみたい」と感じながら、自身の力を伸ばしていけるように取り組んでいきたいと思えます。その実現のためには、こどもの権利が守られ、こどもどうしが人権を尊重しあうことが不可欠です。こどもと接する時間が長く、権利を守るべき立場にある教職員は、職責の大きさを常に自覚し、ひととき高い人権意識を備えられるよう、絶えず研鑽を積むとともに、日々の教育活動の振り返りを願います。

さらに、和歌山県では、社会の変化に適応し、県の特性を生かした、より豊かで持続可能な社会・経済を創生するため、2040年を展望した「和歌山県総合計画」を令和8年4月からスタートさせます。そのうち、教育分野に関しては、次ページの図のとおり〈2040年の育みたい人の姿〉と〈子育てと教育のありたい姿〉を掲げています。（同計画 P35）

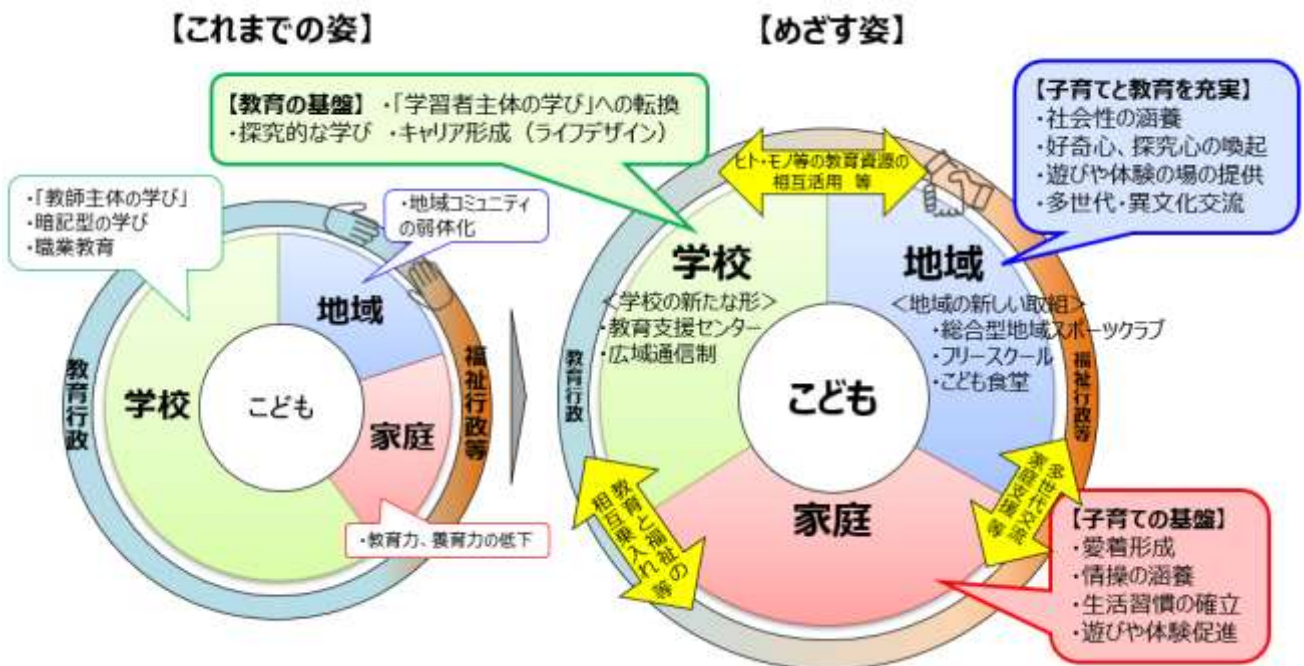
社会や世界に向き合い自ら未来を切り拓く人を育てるためには、その土台となる幼少期から、家庭・地域の働きかけが重要になります。愛着の形成、情操の涵養、生活習慣の確立等を図る家庭や、多様な人との関わりや発達の段階に応じた様々な遊び・体験ができる地域は、他に代えられない教育の場です。こどもの成長を支える教育は学校だけではなし得ません。学校・家庭・地域が一体となって、こどもたち一人一人を育てていきたいと考えておりますので、福祉行政等との一層の連携を図っていただくよう、改めてお願いいたします。

和歌山県教育委員会

〈2040年の育みたい人の姿〉



〈子育てと教育のありたい姿〉



和歌山県の教育の大綱

～和歌山らしい教育をめざして～

和歌山県は自然・文化・歴史など豊かで優れた特色を有する一方、多くの課題もあります。そのような本県にあって、社会の宝ともいえる子供たちが夢や希望を抱いて元気に成長していくことは、県民の願いであり、ひいては本県の発展につながるものです。

「国家百年の計」と言われる教育は、本県にとっても大切な営みであることから、福祉との連携・協働を含め、その重要性を社会全体で共有することにより、教育を家庭だけの問題にとどめず、地域や社会全体の問題として捉え、和歌山県の将来を担う子供たちをみんなで支え、育てていきます。

育てたい子供たちの姿

子供たちが生涯にわたってたくましく、また自分らしく生きていく上で、豊かな教養、感性、自己有用感等をバランスよく身に付けていくことは大変重要です。そして、それらは教室での勉強だけでなく、本物の芸術や文化に触れたり、スポーツや読書、ボランティア活動などに親しんだりすることを通して総合的に培われるものです。

加えて、受動的な学びにとどまらず、「なぜか?」「本当か?」と疑問をもちながら物事を考える力や、多少の失敗にくじけず何度でも挑戦し合意や納得に到達しようとする力、現状に満足せず活躍の場を広く求め、多様な人々との交流を通して成長しようとする態度を身に付けることが重要だと考えています。

こうした力や態度の育成を通して、自身の考えをつくりあげ、自らの言葉で表現できる子供、失敗を恐れないバイタリティーをもった子供、多様な人が共に暮らす社会で他者の思いに共感し、異なる価値観をもつ人とも協働しながら合意形成を図ることのできる子供を育てていきます。

教育の仕組みや内容を見直していきます

ICTの進展により学校教育の新たな可能性が提示され、従来の一斉的・画一的な学校教育の在り方が大きく変化していることを踏まえ、子供の目線に立って、一人一人にとって最適な学びや、学校規模の大小によらない教育の質の保障、多様で専門的な学びなどを推進し、誰一人取り残さず、多様な子供が共に学ぶ環境づくりを進めます。

学校のきまりや慣習について、子供たちが主体的に考え対話を重ねることを通して、望ましい規範意識や自他を認め合う態度を育み、適切な行動を選択できるようになる教育を進めます。

チャレンジ精神や社会性、向上心を高めるため、学習や行事、体験学習など、学校内外のあらゆる場面において、発達段階に応じて試行錯誤を繰り返しながら、子供たちが自分たちで考え、他者と協働しながら行動することのできる機会を充実していきます。

社会とのつながりや協働を重視する観点から、専門家や地域人材の積極的な活用や世代を超えた文化交流などを通して、子供たちの成長を多面的に見守ったり支援したりできる体制をつくります。

教職員のやりがいや働きやすさを高めるとともに、教職員が自らの専門性を向上させることができる環境や仕組みを整備します。

県民みんなで学び、幸せで活力ある和歌山県に

大人が自己実現や生きがいを求めて生涯にわたって学び続け、生き生きと幸せに生活する姿は、子供たちに将来への希望を感じさせます。そして、希望に満ちた子供たちの姿が、改めて大人に元気を与え、子供も大人も夢や希望に向かって共に学び続けるという好循環を生み出します。そして、その好循環によって生まれる活力が、県民の幸せや本県の持続可能な発展につながると考えています。

そのため、学び直しに挑戦したい人や、教養をさらに高めたい人、専門性の向上をめざす人などが、学びたい時にいつでも学べる適切な環境を整備することが重要です。また、子供たちの模範である大人が前例や固定観念にとらわれず、率先して多様な考えや価値観を尊重していこうと、学び、実践する姿勢が、全ての人にとって公平公正で誰も取り残さない社会をつくっていくことにつながります。

目次

はじめに	1
和歌山県の教育の大綱～和歌山らしい教育をめざして～	3
本書について	6
第Ⅰ部 第4期和歌山県教育振興基本計画の概要	
○4期計画の施策体系	8
第Ⅱ部 今年度の重点取組	
○令和8年度重要取組一覧	14
○第Ⅱ部の各ページの構成について	19
基本的方向1 成長の基盤となる資質・能力の獲得	
1 幼児期における心身の調和ある発達	20
2 確かな学力の向上	22
3 豊かな心の育成	24
4 健やかな体の育成	26
基本的方向2 より深い学びにつながる学校教育の充実	
1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実	28
(1) いじめを許さない学校づくり	28
(2) 不登校児童生徒への支援の充実	29
(3) 命や体を守る教育や環境の充実	30
2 特別支援教育の充実	31
3 学校教育の魅力化・特色化	33
(1) 高等学校等における教育の充実	33
(2) これからの社会を担う自立した人材の育成	34
(3) 広い世界へはばたく人材の育成	35
基本的方向3 学校教育の実効性を高める環境の整備	
1 今日的な課題に対応した学校の機能強化	36
(1) 魅力や活力を備えた学校の整備	36
(2) 教育の情報化及び教育DXの推進	37
2 学校・家庭・地域の連携・協働	39
3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進	40
(1) 教職員の資質・能力の向上	40
(2) 教職員の勤務環境の改善	42
基本的方向4 一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実	
1 生涯学習の機会の充実	43
2 豊かなスポーツライフの推進（企画政策局スポーツ課へ移管）	
(1) 生涯スポーツの推進（企画政策局スポーツ課へ移管）	
(2) 競技スポーツの推進（企画政策局スポーツ課へ移管）	
3 文化芸術に親しむ環境の充実	45
4 文化遺産の保存と活用の推進	46
基本的方向5 多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現	
1 人権教育の推進	47
(1) 学校教育における人権教育の推進	47
(2) 社会教育における人権教育の推進	49
2 多様な背景をもつ人を支える取組の推進	51
○和歌山県がめざす教育を実現するための学校運営	52

本書について

【本書の内容】

本書は、令和5年4月に策定した「第4期和歌山県教育振興基本計画」（以下「4期計画」という）に基づき、当該年度において本県教育行政や各学校等が重点的に取り組むべき事柄をまとめたもので、同計画の年度ごとの実施計画に相当するものです。

- 「第4期和歌山県教育振興基本計画」の全体については、和歌山県教育委員会ホームページにて確認してください。

【スクールプラン・学校評価における重点目標等への反映】

教育に関わる機関・施設等においては、4期計画や本書の趣旨をご理解いただき、本県教育の振興に努めるようお願いいたします。特に、各学校等においては、教育において学校の果たす役割が大きいことを踏まえ、年度当初の適切な時期に、現職教育等を通じて全教職員で本書の内容について共通理解を図るとともに、4期計画と本書を踏まえたスクールプラン、学校評価における重点目標等を定め、日常の業務に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【改善・改革に向けたPDCAサイクルの確立】

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを効果的に機能させることが重要であることから、本書で示した当該年度の重点取組について、年度末に作成する「教育委員会事務の点検及び評価報告書」により点検・評価し、次年度の取組に反映させます。各学校等においても、年度当初に定めたスクールプランや重点目標等の進捗・実現について、学校評価等を活用して適切に点検・評価するようお願いいたします。

※義務教育学校については、「義務教育学校の前期課程」「義務教育学校の後期課程」をそれぞれ「小学校」「中学校」と表記し、また、「小学校」「中学校」等について、特に断りのない場合は、特別支援学校の「小学部」「中学部」等を含むものとします。

※「こども」の表記について、令和6年2月26日以降、本県では通常使用する言葉としては「こども」を使用するよう取扱いが改められたため、本書では「こども」と表記していません。ただし、第4期和歌山県教育振興基本計画に関係する箇所や令和5年度までに実施していた事業名等は原文のまま「子供」と表記してあります。

第 I 部

第 4 期和歌山県教育振興基本計画の概要

○ 4 期計画の施策体系

和歌山らしい教育の実現のため、5つの基本的方向を設定しました。

- 基本的方向 1 ▶▶▶ 成長の基盤となる資質・能力の獲得
- 基本的方向 2 ▶▶▶ より深い学びにつながる学校教育の充実
- 基本的方向 3 ▶▶▶ 学校教育の実効性を高める環境の整備
- 基本的方向 4 ▶▶▶ 一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実
- 基本的方向 5 ▶▶▶ 多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現

基本的方向ごとの具体的な施策体系は、以下のとおりです。

なお、次の凡例は、4 期計画期間において、それぞれの施策に重点的に取り組んでいく校種を示しています。

(凡例)

幼 = 幼稚園、保育園、こども園等、 **小** = 小学校・義務教育学校（前期課程）

中 = 中学校・義務教育学校（後期課程）、 **高** = 高等学校、 **特** = 特別支援学校

基本的方向 1 ▶▶▶ 成長の基盤となる資質・能力の獲得

成長の基盤となる資質・能力の獲得

1 幼児期における心身の調和ある発達

- ・幼児期における教育・保育の質の向上 **幼**
- ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続 **幼 小**
- ・乳幼児期の読み聞かせ活動の充実
- ・特別な支援を必要とする子供の援助・支援 **幼 特**

2 確かな学力の向上

- ・授業の質の向上 **小 中 高 特**
- ・組織的な学力向上の取組の促進 **小 中 高 特**
- ・学習習慣の定着 **小 中 高 特**

3 豊かな心の育成

- ・道徳教育の充実 **小 中 高 特**
- ・ふるさと教育の充実 **小 中 高 特**
- ・体験活動の充実 **小 中 高 特**
- ・学校における読書活動の充実 **小 中 高 特**
- ・文化芸術に触れる機会の充実 **小 中 高 特**
- ・青少年の健全育成の推進 **小 中 高 特**

4 健やかな体の育成

- ・健康教育の充実 **小 中 高 特**
- ・学校保健及び学校給食における管理の充実 **小 中 高 特**
- ・学校体育の充実 **小 中 高 特**
- ・運動部活動の充実 **中 高 特**

1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実

(1) いじめを許さない学校づくり

- ・いじめを許さない環境づくり 小中高特
- ・いじめの早期発見・早期解決 小中高特

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

- ・不登校の未然防止・早期把握と不登校児童生徒への組織的・計画的支援 小中高特
- ・不登校児童生徒の学びの保障 小中高特

(3) 命や体を守る教育や環境の充実

- ・安全・安心な学校施設の整備
- ・防災教育の充実 小中高特
- ・学校生活における子供の安全確保 小中高特

2 特別支援教育の充実

- ・多様な学びの場の提供 小中高特
- ・特別支援教育の質の向上 小中高特
- ・特別支援学校のセンター的機能の充実 特

3 学校教育の魅力化・特色化

(1) 高等学校等における教育の充実

- ・高等学校教育の改革・充実 高
- ・高等学校における職業系専門学科等の充実 高
- ・高等教育機関との連携 小中高特
- ・私立学校等における教育の振興

(2) これからの社会を担う自立した人材の育成

- ・発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進 小中高特
- ・自立した社会人として身に付けておきたい資質・能力の向上 小中高特
- ・就職支援の充実 高特

(3) 広い世界へはばたく人材の育成

- ・グローバル人材の育成 小中高特
- ・高い志や学ぶ意欲の育成 小中高特

基本的方向3 ▶▶▶ 学校教育の実効性を高める環境の整備

学校教育の実効性を高める環境の整備

1 今日的な課題に対応した学校の機能強化

(1) 魅力や活力を備えた学校の整備

- ・高等学校教育の改革・充実（再掲） **高**
- ・高等学校教育の活力の維持・向上 **高**
- ・小・中学校の適正規模化や魅力ある学校づくりの支援 **小中特**
- ・部活動の充実 **中高特**

(2) 教育の情報化及び教育DXの推進

- ・情報教育の充実 **小中高特**
- ・教員のICT活用指導力の向上 **小中高特**
- ・ICTを効果的に活用した授業の推進 **小中高特**
- ・学校におけるICT環境の整備 **小中高特**
- ・業務の効率化の推進 **小中高特**

2 学校・家庭・地域の連携・協働

- ・学校運営協議会の活性化 **小中高特**
- ・家庭の教育力の向上
- ・地域の教育力の向上 **小中高特**

3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進

(1) 教職員の資質・能力の向上

- ・指標及び研修履歴を活用した研修事業の充実 **幼小中高特**
- ・教育資料の収集と教育課題に関する調査研究
- ・学校指導・支援事業の充実
- ・優秀な教員の確保と免許外教科担任の改善

(2) 教職員の勤務環境の改善

- ・業務の効率化の推進（再掲） **小中高特**
- ・教員を支援するスタッフの配置拡充

基本的方向 4 ▶▶▶ 一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実

一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実

1 生涯学習の機会の充実

- ・学習機会の提供
- ・学習活動の支援
- ・読書活動の推進
- ・「きのくにコミュニティスクール」と連携した、地域の活性化
- ・社会教育施設の充実

2 豊かなスポーツライフの推進（企画政策局スポーツ課へ移管）

（1）生涯スポーツの推進（企画政策局スポーツ課へ移管）

- ・生涯スポーツの環境整備
- ・高いレベルの競技スポーツに触れる機会の充実

（2）競技スポーツの推進（企画政策局スポーツ課へ移管）

- ・競技力の向上
- ・スポーツ・インテグリティの確保

3 文化芸術に親しむ環境の充実

- ・県民の文化芸術活動の促進
- ・文化芸術の保管・研究・公開

4 文化遺産の保存と活用の推進

- ・文化遺産の保存・保全
- ・文化遺産の活用 **小中高特**

1 人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ・教職員の資質向上 **幼小中高特**
- ・現状・課題の把握と学校支援
- ・人権教育の視点を大切にした授業の改善・充実に
向けた支援 **小中高特**
- ・今日的課題と好事例の情報発信と情報共有

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ・地域における啓発及び指導力の向上
- ・指導資料等の作成・活用普及
- ・地域や保護者に向けた学習機会の整備
- ・障害のある人への支援・識字教育の推進

2 多様な背景をもつ人を支える取組の推進

- ・必要とする人に支援が行きわたる仕組みの構築 **高特**
- ・学校施設のバリアフリー化
- ・多様な学習機会の整備・充実
- ・福祉関係機関等との連携強化 **幼小中高特**
- ・多様な性的指向・性自認に係る対応 **小中高特**

3 多様性を認め合う教育の推進

4 期計画は、公平公正な関係にある多様な価値観をもった人々が協働する社会の実現をめざしており、本項目では、これまでに示した個々の取組を「多様性を認め合う教育の推進」という観点で再整理しています。

* 具体的施策は各項目にて既出

第Ⅱ部

今年度の重点取組

○令和8年度重要取組一覧

【基本的方向1】

項目	めざす姿の実現に向けた取組	令和8年度の重点取組（赤字▶は、令和8年度の新規項目）
1 幼児期における心身の調和ある発達	幼児期における教育・保育の質の向上	▶幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修の実施 ▶幼稚園等新規採用教員研修の実施
	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続	▶小学校区単位での幼保こ・小の教職員による保育や授業の相互参観等の実施
	乳幼児期の読み聞かせ活動の充実	▶読み聞かせボランティア養成と活動の支援
	特別な支援を必要とする子供の援助・支援	▶特別支援学校のセンター的機能の活用と個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）の普及啓発
2 確かな学力の向上	授業の質の向上	▶教員研修の充実と研究授業の促進 ▶主体的・探究的に学ぶことのできる学習環境の整備 ▶「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けたICT活用指導力の向上
	組織的な学力向上の取組の促進	▶「県学習到達度調査」等の活用方法等に関する情報提供 ▶スクールプランやスクール・ポリシー等の活用促進
	学習習慣の定着	▶1人1台端末で利用可能な学習教材の提供
3 豊かな心の育成	道徳教育の充実	▶教員等への研修の実施及び家庭や地域社会との連携の促進
	ふるさと教育の充実	▶「わかやま何でも帳」デジタルブックの利用促進 ▶地域資源を活用した学習の推進
	体験活動の充実	▶多様な体験活動の展開に向けた取組の推進
	学校における読書活動の充実	▶学校図書館担当教員等への研修等の実施
	文化芸術に触れる機会の充実	▶児童生徒が博物館等施設で学ぶ機会の拡充 ▶大規模展の開催
	青少年の健全育成の推進	▶自殺予防に係る取組の充実
4 健やかな体の育成	健康教育の充実	▶食育の推進 ▶性に関する指導の充実 ▶外部講師を活用したがん教育の推進 ▶依存症予防教育の充実
	学校保健及び学校給食における管理の充実	▶アレルギーを有する児童生徒への対応 ▶学校給食における地場産物活用の推進
	学校体育の充実	▶学校体育指導者の指導力向上 ▶学校体育の授業改善に向けた取組
	運動部活動の充実	▶運動部活動の環境整備 ▶「運動部活動指導の手引」等の活用促進
		▶令和8年度全国高等学校総合体育大会の開催

【基本的方向 2】

項目	めざす姿の実現に向けた取組	令和 8 年度の重点取組（赤字▶は、令和 8 年度の新規項目）
1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実 (1) いじめを許さない学校づくり	いじめを許さない環境づくり	▶「安全・安心な魅力ある学級づくりの研究」の充実
	いじめの早期発見・早期解決	▶「いじめ問題対応マニュアル」等の活用 ▶いじめアンケートの徹底と専門スタッフの活用
1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実 (2) 不登校児童生徒への支援の充実	不登校の未然防止・早期把握と不登校児童生徒への組織的・計画的支援	▶「不登校対応基本マニュアル」に基づく対応の徹底と専門スタッフの活用促進
	不登校児童生徒の学びの保障	▶不登校児童生徒支援員等の配置と ICT を活用した学習支援の促進 ▶ 不登校児童生徒への支援
1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実 (3) 命や体を守る教育や環境の充実	安全・安心な学校施設の整備	▶公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の推進
	防災教育の充実	▶公立学校における体育館への空調設備の導入に向けた取組の推進
	学校生活における子供の安全確保	▶地域と連携した「高校生防災スクール」と学校安全推進体制の構築の推進 ▶ 登下校等における交通安全教育の充実
2 特別支援教育の充実	多様な学びの場の提供	▶インクルーシブ教育システムの推進 ▶ 障害のあるこどもの希望を叶えるキャリア教育の充実
	特別支援教育の質の向上	▶特別支援学校教諭二種免許状の取得促進 ▶「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の活用促進
	特別支援学校のセンター的機能の充実	▶特別支援学校における施設・設備の充実 ▶特別支援教育に係る学びの場の充実 ▶特別支援学校間のネットワークの強化 ▶幼稚園・保育所等や小・中・高等学校からの要請に応じた相談支援活動の充実
3 学校教育の魅力化・特色化 (1) 高等学校等における教育の充実	高等学校教育の改革・充実	▶ 県立高等学校教育の充実
	高等学校における職業系専門学科等の充実	▶特色化選抜を実施する高等学校の広報の推進 ▶ 「和歌山県教育委員会公式 note」や県内企業紹介ポータルサイトの活用促進
	高等教育機関との連携	▶ 産業界で求められる資質・能力の育成 ▶連携協定を活用した高等教育機関等との取組の推進
3 学校教育の魅力化・特色化 (2) これからの社会を担う自立した人材の育成	発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進	▶「キャリア・パスポート」等の充実及び活用促進
	自立した社会人として身に付けておきたい資質・能力の向上	▶外部機関と連携した主権者教育・消費者教育・金融教育等の充実
	就職支援の充実	▶気候変動問題に関する環境教育の充実 ▶応募前企業ガイダンスや応募前職場見学の活用促進
3 学校教育の魅力化・特色化 (3) 広い世界へはばたく人材の育成	グローバル人材の育成	▶英語を活用してコミュニケーションを図る活動等の促進 ▶教員の英語指導力を高める研修の実施 ▶ 海外留学の促進
	高い志や学ぶ意欲の育成	▶わかやまスクールパワーアップ事業の実施
		▶「和歌山スーパー未来塾」の実施 ▶世界・全国の規模で行われる各種大会や行事等への生徒の参加促進

【基本的方向3】

項目	めざす姿の実現に向けた取組	令和8年度の重点取組（赤字▶は、令和8年度の新規項目）
1 今日的な課題に対応した学校の機能強化 (1) 魅力や活力を備えた学校の整備	高等学校教育の改革・充実（再掲）	▶ 県立高等学校教育の充実（再掲）
	小・中学校の適正規模化や魅力ある学校づくりの支援 部活動の充実	▶特色化選抜を実施する高等学校の広報の推進（再掲） ▶わかやまスクールパワーアップ事業の実施（再掲） ▶ 学校部活動の環境整備
1 今日的な課題に対応した学校の機能強化 (2) 教育の情報化及び教育DXの推進	情報教育の充実	▶児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の充実
	教員のICT活用指導力の向上	▶教員に対する研修の充実
	ICTを効果的に活用した授業の推進	▶「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けたICT活用指導力の向上（再掲）
	学校におけるICT環境の整備	▶1人1台端末の利活用促進 ▶ 生成AI活用推進プロジェクトの実施 ▶ 安全・安心に学べるICT基盤の整備
2 学校・家庭・地域の連携・協働	業務の効率化の推進	▶デジタル採点ソフトの活用促進 ▶学校の業務改善に向けた支援の充実 ▶ 教員の業務量管理・健康確保措置実施計画
	学校運営協議会の活性化 家庭の教育力の向上 地域の教育力の向上	▶和歌山県CSマイスター（コミュニティ・スクール推進員）派遣事業の活用促進 ▶訪問型家庭教育支援の推進 ▶「きのくにコミュニティスクール」研修会等の実施
3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進 (1) 教職員の資質・能力の向上	指標及び研修履歴を活用した研修事業の充実	▶校長及び教員としての資質の向上に関する指標・研修履歴の活用
	教育資料の収集と教育課題に関する調査研究	▶ オンデマンド動画を活用した研修等の推進
	学校指導・支援事業の充実	▶カリキュラムセンター機能と支援体制の充実 ▶要請訪問等の実施 ▶教科等研究団体の活性化
	優秀な教員の確保と免許外教科担任の改善	▶ 教師力アップのためのサポート事業の実施 ▶試験制度の見直し
3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進 (2) 教職員の勤務環境の改善	業務の効率化の推進（再掲）	▶デジタル採点ソフトの活用促進（再掲） ▶学校の業務改善に向けた支援の充実（再掲） ▶ 教員の業務量管理・健康確保措置実施計画（再掲）
	教員を支援するスタッフの配置拡充	▶教員業務支援員の配置 ▶スクールカウンセラー等の専門スタッフの定数化に向けた国への働きかけ ▶部活動指導員の配置

【基本的方向 4】

項目	めざす姿の実現に向けた取組	令和 8 年度の重点取組（赤字▶は、令和 8 年度の新規項目）
1 生涯学習の機会の充実	学習機会の提供	▶障害のある方々に対する生涯学習の機会の充実
	学習活動の支援	▶「きのくに県民カレッジ」の普及
	読書活動の推進	▶社会教育関係者を対象とした研修会の実施 ▶読書推進フォーラムの開催 ▶青少年や社会人層への図書館利用促進
	「きのくにコミュニティスクール」と連携した、地域の活性化	▶コーディネート機能の強化
	社会教育施設の充実	▶県立図書館の充実 ▶企画展・特別展等の開催 ▶県立自然博物館のリニューアル
2 豊かなスポーツライフの推進 (1) 生涯スポーツの推進	生涯スポーツの環境整備	※県企画部企画政策局スポーツ課へ移管。
	高いレベルの競技スポーツに触れる機会の充実	
2 豊かなスポーツライフの推進 (2) 競技スポーツの推進	競技力の向上	
	スポーツ・インテグリティの確保	
3 文化芸術に親しむ環境の充実	県民の文化芸術活動の促進	▶児童生徒が博物館等施設で学ぶ機会の拡充（再掲） ▶大規模展の開催（再掲）
	文化芸術の保管・研究・公開	▶企画展・特別展等の開催（再掲） ▶学芸員による調査研究や資料収集の充実とその成果の積極的な県民への普及 ▶南葵音楽文庫の公開や成果の発信
4 文化遺産の保存と活用の推進	文化遺産の保存・保全	▶世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全 ▶岩橋千塚古墳群の保存と活用 ▶文化財の計画的な保存修理及び新たな文化財指定の推進 ▶民俗文化財の保存と継承
	文化遺産の活用	▶世界遺産の学習・理解の促進 ▶県立紀伊風土記の丘の新館建設

【基本的方向 5】

項目	めざす姿の実現に向けた取組	令和 8 年度の重点取組（赤字▶は、令和 8 年度の新規項目）
1 人権教育の推進 (1) 学校教育における人権教育の推進	教職員の資質向上	▶各種研修会の実施 ▶学校における人権教育の実施促進 ▶人権教育に係る校内研修の実施促進
	現状・課題の把握と学校支援	▶教育計画の改善充実の促進 ▶こどもの実態についての把握
	人権教育の視点を大切にした授業の改善・充実に向けた支援	▶こどもの自己肯定感を高める取組の推進 ▶授業の改善・充実に資する手法等の提供 ▶重点的に取り組む人権課題に関する資料提供
	今日的課題と好事例の情報発信と情報共有	▶人権教育資料集等の活用促進
1 人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育の推進	地域における啓発及び指導力の向上	▶人権教育地方別研修会の実施 ▶人権教育指導者研修講座の実施
	指導資料等の作成・活用普及	▶「実践に学ぶ」の作成・活用普及 ▶人権学習パンフレットの活用促進
	地域や保護者に向けた学習機会の整備	▶人権問題に関する教育・啓発事業の充実 ▶保護者学級開設への支援
	障害のある人への支援・識字教育の推進	▶障害者団体への事業委託 ▶よみかき交流会等の実施
2 多様な背景をもつ人を支える取組の推進	必要とする人に支援が行きわたる仕組みの構築	▶奨学のための給付金の支給
	学校施設のバリアフリー化	▶公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の推進（再掲）
	多様な学習機会の整備・充実	▶県立夜間中学の開設
	福祉関係機関等との連携強化	▶スクールソーシャルワーカーを核とした円滑な福祉行政との連携強化の促進 ▶教育と福祉の連携促進に向けた研修会の市町村等への展開

○第Ⅱ部の各ページの構成について

項目名

各基本的方向を構成する項目。

■めざす姿

各項目におけるめざす姿を記載しています。

■重点的に取り組む事項

「第4期和歌山県教育振興基本計画」各項目の〈めざす姿の実現に向けた取組〉のうち、今年度特に重点的に取り組む内容等について記載しています。また、教育庁における主な関係課室所も併せて記載しています。

■関係資料等

当該ページに関連する資料名等を記載しています。一部を除き、クリックすると当該ウェブサイトに移動します。

※…当該箇所に直接関係する参考資料

◇…分野全体に係る参考資料

The screenshot shows a webpage layout for the second part of the plan. At the top, it says '第Ⅱ部 令和4年度の重点施策' and '基本的方向 学校教育の質的向上を図るための施策'. Below this is a section titled '2. 学校・家庭・地域の連携・協働'. Underneath are three main sections: '■めざす姿', '■重点的に取り組む事項', and '■関係資料等'. The 'めざす姿' section lists goals like supporting children's growth and strengthening school-family-community ties. The '重点的に取り組む事項' section lists key initiatives such as activating school management committees, improving home education, and enhancing regional education. The '関係資料等' section lists related materials like '和歌山県CSマスター推進事業' and '家庭教育支援事業'.

(凡例) 主な関係課室所

総務 = 総務課

教職 = 教職員課

文遺 = 文化遺産課

義務 = 義務教育課

支援 = 教育支援課

紀南 = 紀南教育事務所

福利 = 福利厚生室

人権 = 人権教育推進課

県立 = 県立学校教育課

健体 = 健康体育課

学び = 教育センター 学びの丘

教政 = 教育政策課

生涯 = 生涯学習課

特支 = 特別支援教育課

総体 = 高校総体推進室

紀北 = 紀北教育事務所

1 幼児期における心身の調和ある発達

■めざす姿

- ・発達の段階に応じた豊かな感性が育まれている。
- ・小学校以降の生活や学びにつながる力が育まれている。

■重点的に取り組む事項

○幼児期における教育・保育の質の向上

主な関係課室所: 義務 学び

▶幼稚園・保育所・認定こども園等関係職員合同研修の実施

各幼児教育施設における質の高い教育・保育を一体的に推進することが求められていることから、若手職員の育成やこどもの権利を尊重する保育者のあり方等、各園・所が抱える喫緊の課題解決を支援するため、「幼保こ」の教職員対象の各種研修会を実施します。

▶幼稚園等新規採用教員研修の実施

実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見の習得を図るため、新任教員に対して研修を実施します。

○幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

主な関係課室所: 義務

▶小学校区単位での幼保こ・小の教職員による保育や授業の相互参観等の実施

小学校への更なる円滑な接続が求められていることから、幼保こ・小の教職員が、互いの教育現場の実際や、それぞれのこどもの発達段階について理解を深めるため、接続期を通じて育てたいこどもの姿等について協議する場を定期的に設け、カリキュラムや教育方法の改善・充実に向けた取組を促進します。

○乳幼児期の読み聞かせ活動の充実

主な関係課室所: 生涯

▶読み聞かせボランティア養成と活動の支援

絵本や読み聞かせは、こどもの情操を育み、考える力やコミュニケーション能力の向上等が期待されることから、家庭や地域において親子で本に出会い、楽しむことができる環境を充実させるため、市町村への支援や、ボランティア養成講座の開催等を通じて、読書活動に関わるボランティア人材の掘り起こしや資質向上^{※1}に取り組めます。また、ボランティア団体による県立図書館での読み聞かせ会の開催等を支援します。

○特別な支援を必要とする子供の援助・支援

主な関係課室所: 特支 義務

▶特別支援学校のセンター的機能の活用と個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）の普及啓発

幼稚園等に対して各特別支援学校のセンター的機能の活用を図るよう周知啓発を行うとともに、「きこえとことば・見え方教育相談会」の充実を図ります。また、本人及び保護者の思いと支援の履歴を着実に引き継ぐためのツールとして、幼稚園等における「つなぎ愛シート」の普及啓発を図ります。

■ 関係資料等

- ※ 1 読書を楽しむ習慣づくり事業（地域人材養成講座）
 - ◇ 和歌山県幼児教育推進計画
 - ◇ 幼児教育と小学校教育をつなぐ 育ちと学びのかけはしブック
 - ◇ 小学校生活を支える基礎的な力を育もう
 - ◇ 幼児期は遊びが学び！～夢中になって遊ぶ中に、たくさんの学びがあります～
 - ◇ 家庭教育サポートブック
 - ◇ 特別支援教育関連啓発リーフレット

2 確かな学力の向上

■めざす姿

- ・全ての児童生徒が、学習習慣や学習内容の基礎・基本を着実に身に付け、学びに対する展望や向上心をもって、主体的に学習に取り組んでいる。
- ・探究心や物事を多角的に考察する力、発展的な課題にも対応できる柔軟な思考力・判断力・表現力など、確かな学力を身に付けている。

■重点的に取り組む事項

○授業の質の向上

主な関係課室所：県立 義務 学び

▶教員研修の充実と研究授業の促進

主体的・対話的で深い学び等の現代に求められる学びを児童生徒に適切に提供するため、教員の授業改善に対する意識向上やこども一人一人の学びを支援する力などの実践的指導力の向上をめざした研修の実施、教育課程研究協議会の開催、市町村教育委員会と連携した主体的・対話的で深い学びの実現等に向けた授業^{※2}の促進に取り組むとともに、県立学校と連携し、参集とオンライン配信による公開授業・情報交換を実施します。

▶主体的・探究的に学ぶことのできる学習環境の整備

自律した学習者の育成が求められる中、児童生徒の主体的・探究的な学びを促進するとともに、教員の指導力向上に向けた取組を進めるため、各教科や総合的な学習・探究の時間等での取組を動画等で発信し、児童生徒の興味関心の喚起や、教員の授業改善の動機付けを行います。

▶「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けたICT⁺¹活用指導力の向上

ICTの効果的な活用による、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進するため、教員研修を実施します。

○組織的な学力向上の取組の促進

主な関係課室所：県立 義務

▶「県学習到達度調査」等の活用方法等に関する情報提供

学習内容の基礎・基本の確実な定着を図り、発展的な課題にも対応できる柔軟な思考力・判断力・表現力等を育成できるよう、授業改善・充実のための「県学習到達度調査 結果分析と指導のポイント」等の資料や、県学習到達度調査及び全国学力・学習状況調査の結果を基にした各学校の成果と課題を検証するための資料^{※3}等を提供します。

▶スクールプランやスクール・ポリシー等の活用促進

教育活動のPDCAサイクル⁺²の中でカリキュラム・マネジメントを機能させることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うにあたり、組織的かつ計画的な各学校における教育活動の質の向上を図るため、スクールプランやスクール・ポリシーの活用を促進します。

○学習習慣の定着

主な関係課室所：義務

▶1人1台端末で利用可能な学習教材の提供

児童生徒自身が自らの学習状況を把握し、自分のペースで学習を進められるよう、1人1台端末を活用して学習内容の定着が確認できる教材等^{※4}を提供し、学校や家庭での補充学習の促進及び学習習慣の定着を図ります。

■ 関係資料等

- ※ 2 和歌山の授業づくり 基礎・基本3か条 第二版
「子供が主役である授業」授業参観シート
- ※ 3 和歌山県学習到達度調査 関係資料
全国学力・学習状況調査 関係資料
- ※ 4 評価テスト問題【文部科学省CBTシステム（MEXCBT）に掲載】
「チャレンジ！漢字の博士試験」サイト
チャレンジ確認シート web版

^{†1} **I**nformation and **C**ommunication **T**echnology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

^{†2} **P**（Plan：計画）、**D**（Do：遂行・行動）、**C**（Check：評価）、**A**（Action：反映・補正行動）のサイクル（循環）のこと。

3 豊かな心の育成

■めざす姿

- ・道徳的価値についての理解を深めるとともに、他者との話し合いや交流を通じて、物事を多角的に捉える力や、望ましい規範意識が身に付いている。
- ・地域や社会の一員としての自覚や地域に貢献しようとする意欲・態度が育まれている。
- ・全ての児童生徒に、豊かな感性や教養が備わり、自他を尊重する気持ちや自己肯定感が育まれている。

■重点的に取り組む事項

○道徳教育の充実

主な関係課室所： 県立 義務 学び

▶教員等への研修の実施及び家庭や地域社会との連携の促進

教員等を対象とした研修や先進地域・先進校視察を通じ、人間としての在り方生き方に関する教育を推進します。また、市町村教育委員会等と連携し、道徳科の授業公開や、広報紙等における啓発の促進を通じて、家庭・地域とともに児童生徒の発達段階に応じた道徳性を育成します。

○ふるさと教育の充実

主な関係課室所： 県立 義務

▶「わかやま何でも帳」デジタルブック^{※5}の利用促進

小・中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒のふるさとに対する関心を喚起するため、令和6年度にデジタル化した「わかやま何でも帳」の活用を促進します。

▶地域資源を活用した学習の推進

ふるさとへの愛着と誇りをもち、和歌山の将来を考えられるこどもを育成するため、地域資源を活用しながら地域の課題を発見・解決していく力を身に付ける学習を推進します。

○体験活動の充実

主な関係課室所： 総務 教政 文遺

▶多様な体験活動の展開に向けた取組の推進

自然・文化・芸術・歴史などとの触れ合いを通じて、豊かな感性や教養を育むため、県立博物館施設^{※6}において「けんぱく・こどもゼミ」^{※7}などの体験教室やフィールドワークなどのイベント^{※8、※9}、県内の学校に学芸員等が訪問する出前授業（エキスパート職員派遣事業）^{※10}などを通して、こどもたちが楽しみながら自然や文化等を学ぶ機会を提供します。

○学校における読書活動の充実

主な関係課室所： 県立 義務 学び

▶学校図書館担当教員等への研修等の実施

学校図書館が読書だけでなく、学習、情報の拠点として機能するよう、学校図書館担当教員等を対象とした研修等を通じて、学習における課題の発見・解決に必要な資料や情報を備えた学校図書館の整備充実を図ります。また、各教科等における学校図書館を活用した授業の促進に取り組みます。

○文化芸術に触れる機会の充実

主な関係課室所: 教政 文遺

▶児童生徒が博物館等施設で学ぶ機会の拡充

児童生徒が文化芸術に親しみ興味や関心を高めるためには、質の高い優れた文化芸術に直接触れる機会が大切であることから、県内の公立小学校等の遠足や社会見学等における博物館施設の一層の活用を促進する事業^{※11}を実施し、学習活動の充実に取り組みます。また、MOMAW^{†3}（和歌山県立近代美術館）プロジェクトとして、建築作品としての美術館の魅力発信や、和歌山ゆかりの作家等の充実した収蔵品を活用した展覧会・講演会を開催するとともに、文化観光の拠点としての施設の機能強化、魅力向上に取り組みます。

▶大規模展の開催

県立近代美術館では、和歌山市出身の日本画家である下村観山の大規模展を開催し、県内外の来館者に、郷土ゆかりの作家の名品に触れる機会を提供します。

○青少年の健全育成の推進

主な関係課室所: 支援

▶自殺予防に係る取組の充実

全ての教育活動を通じて、児童生徒が命の尊さについて理解を深めることができるように取り組むとともに、「24時間こどもSOSダイヤル」等の相談窓口を児童生徒と保護者に周知するなど相談体制の充実を図り、自殺の未然防止に努めます。

■関係資料等

- ※5 わかやま何でも帳デジタルブック
- ※6 和歌山県立近代美術館
和歌山県立博物館
和歌山県立紀伊風土記の丘
和歌山県立自然博物館
- ※7 けんぱく・こどもゼミ
- ※8 イベント（和歌山県立紀伊風土記の丘）
- ※9 イベント（和歌山県立自然博物館）
- ※10 出前授業（エキスパート職員派遣事業）
- ※11 近代美術館・博物館の活用促進事業

^{†3} 和歌山県立近代美術館の英語表記 The Museum of Modern Art, Wakayama の略。

4 健やかな体の育成

■めざす姿

- ・全ての児童生徒が、自らの心身の健康に関して興味関心を持ち、調和のとれた健康的で安全な生活や健全な食生活を送っている。
- ・運動や遊びを通じて、運動が好きな子供が増え、体力・運動能力が向上している。

■重点的に取り組む事項

○健康教育の充実

主な関係課室所：**健体**

▶食育の推進

こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、県教育委員会が作成した「紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引」※¹²の活用を学校に働きかけるとともに、全ての公立小、中学校において学校長のリーダーシップのもと栄養教諭を中核とした食育の推進を図るよう、市町村教育委員会に対し、指導・助言を行います。

▶性に関する指導の充実

児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に意思決定や行動選択ができる力を身に付けるために、教員対象の研修会の実施や県教育委員会ホームページへの実践事例の掲載により、教員の資質向上及び「性に関する指導の手引」※¹³に基づく学校教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。

▶外部講師を活用したがん教育の推進

児童生徒が、がんに対する正しい知識とがん患者への理解をより深めるためには、医師やがん患者・経験者などの外部講師の話を聞くことが効果的であることから、外部講師を活用したがん教育の推進を図ります。

▶依存症予防教育の充実

若い世代を中心としたオーバードーズや大麻等の薬物乱用が社会問題となるほか、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れが、こどもたちの健康課題としてあげられています。このような状況を踏まえ、各種啓発教材※¹⁴等の配布や、学校における薬物乱用防止教室の開催及び教職員を対象とした研修会の開催などを通じて、学校における依存症予防教育の充実を図ります。

○学校保健及び学校給食における管理の充実

主な関係課室所：**健体**

▶アレルギーを有する児童生徒への対応

学校でのアレルギーによる重大事故を未然に防ぐために、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」※¹⁵等に基づいた対応を行うよう学校に指導するとともに、エピペン使用の実技指導を含むアレルギー研修会を開催し、教職員の対応能力の向上を図ります。

▶学校給食における地場産物活用の推進

地域の食材等を身近に感じることを通じてふるさとを大切にすることも育成するため、学校給食における地場産物の活用を推進します。

また、児童生徒や保護者が「わかやまジビエ」を体験できる試食会（親子DE給食）の開催を促進し、「わかやまジビエ」のおいしさと安全・安心に対する理解促進を図ります。

○学校体育の充実

主な関係課室所: 健体

▶学校体育指導者の指導力向上

運動するこどもとそうでないこどもの二極化が見られる近年の状況を踏まえ、全てのこどもに身に付けさせたい資質・能力を意識した授業展開を研究するモデル校の指定や、授業研究会の実施、取組事例集の作成などを通じて、学校体育の充実に資する教員の指導力向上に取り組みます。

▶学校体育の授業改善に向けた取組

生涯にわたってスポーツに親しもうとするこどもを育成するため、こどもたちが運動の楽しさや大切さを実感できる魅力ある授業づくりに各学校が取り組めるよう、各種研修会の充実に図ります。

○運動部活動の充実

主な関係課室所: 健体

▶運動部活動の環境整備

運動部活動において生徒が専門的な指導を受けられるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、中学校には部活動指導員を、高等学校には外部指導者を引き続き配置します。また、学校部活動の地域連携・地域展開に向け、「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、市町村や各種団体等と連携し支援体制づくりを進め、新たな取組として、課題整理や関係団体との調整を担うアドバイザーの配置等を行う市町村を支援します。

▶「運動部活動指導の手引」等の活用促進

生徒が安心して部活動に取り組み、自らの能力・適性、興味・関心に応じて指導を受けられるよう、「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」※16や「運動部活動指導の手引」※17に基づき、指導者の効果的・効率的で適切な指導・運営を促進するとともに、暴力やハラスメントの根絶、安全管理の徹底や事故防止に取り組みます。

▶令和8年度全国高等学校総合体育大会の開催※18

和歌山市、橋本市、田辺市、那智勝浦町の3市1町で、バドミントン、相撲、柔道、ヨット、少林寺拳法、弓道、レスリングの7競技を開催し、教育活動の一環として、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図ります。また、スポーツを「ささえる」立場で、広報活動等を行う高校生活動推進委員会「きいちゃんず」を支援し、多くの高校生が主体的に大会の準備・運営に携わることにより、多くの感動や達成感を味わうことができる大会をめざします。

■関係資料等

※12 紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引（第一次改訂版）

※13 性に関する指導の手引

※14 依存症にならないために（学習用リーフレット）

ストップ！スマホ・ゲーム依存 生活をふり返ろう！～スマホやゲームをしすぎていませんか？～（啓発資料）

ストップ！スマホ・ゲーム依存～スマホ・ゲーム依存にならないために～（学習資料集）

※15 学校におけるアレルギー疾患対応指針

※16 和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針

※17 【改訂版】運動部活動指導の手引

※18 インターハイ「夢へ躍進 青春の夏 近畿総体 2026」（和歌山県のページ）

1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実

(1) いじめを許さない学校づくり

■めざす姿

- ・全ての児童生徒に、安心して学校生活を送れているという実感があり、他者を尊重し、いじめを絶対に許さないという意識が備わっている。
- ・児童生徒が、いじめに関する悩みや不安を身近な人に打ち明けたり、解決に向けて他者に助けを求めたりできている。
- ・学校や教職員は、児童生徒の SOS を受け止める感度を高め、いじめの積極的な認知や、早期解決に向けて学校全体で取り組んでいる。

■重点的に取り組む事項

○いじめを許さない環境づくり

主な関係課室所：支援

▶「安全・安心な魅力ある学級づくりの研究」の充実

いじめ問題の本質的な解消や未然防止に向けて、「安全・安心な魅力ある学級づくりの研究」を実施し、校内研修等を通じた共有化を促進することにより、いじめを生まない学級づくりを推進します。

○いじめの早期発見・早期解決

主な関係課室所：支援

▶「いじめ問題対応マニュアル」等の活用

本県におけるいじめ対応への共通理解を図るため、生徒指導研究協議会や生徒指導部長会議で、全ての校種を対象に「いじめ問題対応マニュアル」等を活用したいじめ対応の研修を行うとともに、各学校における校内研修の充実を図ります。

▶いじめアンケートの徹底と専門スタッフの活用

いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、いじめアンケートの実施を徹底するとともに、個人面談の実施など、きめ細かい児童生徒の実態把握を促進します。また、各学校がスクールカウンセラー等、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと協働し、いじめ対策委員会等における適切なアセスメントに基づいて児童生徒に指導・支援できるよう、チーム学校としての機能強化を促進します。

■関係資料等

- ◇ 和歌山県いじめ防止基本方針
- ◇ いじめ問題対応ハンドブック
- ◇ いじめ問題対応マニュアル

1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実

(2) 不登校児童生徒への支援の充実

■めざす姿

- ・学校は、児童生徒の変化や不登校の兆しを早期に把握し、対応できている。
- ・児童生徒が、登校することの悩みや不安を身近な人に打ち明けたり、他者に助けを求めたりできている。
- ・不登校児童生徒が、登校を希望した際の円滑な学校復帰や、自らの進路について考えることができる環境が整っている。
- ・不登校児童生徒が、学校外でも安心して学べる学習支援が整備されている。

■重点的に取り組む事項

- 不登校の未然防止・早期把握と不登校児童生徒への組織的・計画的支援 主な関係課室所: 支援

▶「不登校対応基本マニュアル」に基づく対応の徹底と専門スタッフの活用促進

不登校対応への理解を深めるため、生徒指導研究協議会や生徒指導部長会議で、全ての校種を対象にマニュアル等を活用した研修を行うとともに、各学校における校内研修の充実を図ります。

また、児童生徒の些細な変化を見逃さないことや家庭との連携を深めることを通じて、不登校の兆しを早期に把握し、スクールカウンセラー等、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと協働し、ケース会議等における適切なアセスメントに基づく指導・支援の充実を促進します。

- 不登校児童生徒の学びの保障 主な関係課室所: 支援

▶不登校児童生徒支援員等の配置とICT^{†4}を活用した学習支援の促進

教育の機会確保の観点から、欠席しがちな児童生徒や教室に入りづらい児童生徒の学習支援等に取り組むため、小学校、中学校に不登校児童生徒支援員や訪問支援員を配置し、支援の充実を図ります。また、ICTを活用した学習支援を促進するなど多様な教育機会の確保に取り組み、諸課題の早期対応につなげます。

▶不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒への更なる支援の充実を図るため、フリースクール等に通う不登校児童生徒及びその保護者の支援ニーズや進路の希望、フリースクール等での活動内容や活動状況についての調査研究事業を引き続き実施するとともに、調査協力いただいている児童生徒が通うフリースクール等との情報交換を行います。

■関係資料等

- ◇ 不登校対応基本マニュアル（基礎編）
- ◇ 不登校対応基本マニュアル（事例別対応編）
- ◇ 学校生活や子供の変化など 子供の様子が気になったときの対応（保護の皆様へ）

†4 Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実

(3) 命や体を守る教育や環境の充実

■めざす姿

- ・通学路を含めた学校施設環境面で、安全安心が担保されている。
- ・児童生徒に、自身や周りの人の安全と命、生活を守ろうとする意識や行動力が備わっている。

■重点的に取り組む事項

○安全・安心な学校施設の整備

主な関係課室所: 総務

▶公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の推進

安全・安心な学習環境を実現するため、公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の取組を進めていくとともに、市町村教育委員会への助言や情報提供を行います。

▶公立学校における体育館への空調設備の導入に向けた取組の推進

昨今の猛暑による熱中症対策や、災害時における避難所の環境整備のため、県立学校の体育館への空調設備の導入を推進します。また、市町村教育委員会と連携し、空調設備の設置工事に利用可能な国の補助制度を積極的に活用することで、県内の学校体育館の空調整備を加速させます。

○防災教育の充実

主な関係課室所: 支援

▶地域と連携した「高校生防災スクール」と学校安全推進体制の構築の推進

各学校の実情に応じた実効性の高い防災学習及び訓練等が重要であることから、より実践的な「高校生防災スクール」に取り組めるよう、各学校への指導・助言に努めます。

また、学校安全推進体制の構築に向けて、「学校安全総合支援事業」（文部科学省委託事業）を活用し、モデル地域における取組を充実させるとともに、その取組を県内に普及し、県内全域の学校安全推進体制の構築につなげます。

○学校生活における子供の安全確保

主な関係課室所: 支援

▶登下校等における交通安全教育の充実

自転車による交通事故防止のため、交通安全テスト^{※19}や自転車安全運転街頭指導の実施などを推進することにより、交通反則通告制度（「青切符」制度）の内容を含む交通法規を遵守する態度の育成に努めます。

■関係資料等

※19 交通安全テスト

- ◇ 防災ハンドブック
- ◇ 和歌山県防災教育指導の手引き
- ◇ 「世界津波の日」リーフレット

2 特別支援教育の充実

■めざす姿

- ・障害のある子供を含め、様々な特性や個性のある子供たちが共に学ぶなど、柔軟で連続性のある学びの場が整備され、児童生徒、保護者の選択の意思が尊重されている。
- ・一人一人の特性に応じた、専門的できめ細かな指導を受けられる体制が整備されている。

■重点的に取り組む事項

○多様な学びの場の提供

主な関係課室所：県立 特支 義務

▶インクルーシブ教育システムの推進

全ての学校において、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場が提供できるよう、小・中・高等学校・特別支援学校における特別支援教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習の充実を推進します。

▶障害のあるこどもの希望を叶えるキャリア教育の充実

知的障害や発達障害の二次的な障害としての病弱の生徒の進路の選択肢を拡大するため、資格取得に向けた専門教科の学びを提供する高等支援学校の設立準備を推進します。

○特別支援教育の質の向上

主な関係課室所：総務 県立 特支 義務 学び

▶特別支援学校教諭二種免許状の取得促進

全ての学びの場で特別支援教育を担う教員の専門性向上と特別支援学校教諭免許状の取得促進のため、対面だけでなくオンラインも活用した免許法認定講習を計画的に実施するとともに、市町村教育委員会と連携し、教員の積極的な受講を促進します。

▶「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の活用促進^{※20}

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への合理的配慮と、切れ目ない支援の充実を図るため、県内統一様式である「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の作成や活用を促進することなどを通して、一人一人のこどもの思いを丁寧に引き出しながら特別支援教育を進めていきます。また、合理的配慮が必要な幼児が、希望する学びの場でスムーズに学校生活をスタートできるよう、市町村教育委員会等と連携して「幼保こ」の教職員を対象とした研修・啓発を行い、就学先への引継ぎにおける「つなぎ愛シート」の活用を推進します。

▶特別支援学校における施設・設備の充実

特別支援教育へのニーズの多様化と児童生徒の増加に対応する教育環境の充実を図るため、紀北支援学校の全面改築を引き続き行うとともに、特別支援学校の施設整備を順次進めます。

▶特別支援教育に係る学びの場の充実

新任特別支援学級担当教員を対象にした特別支援教育の専門性向上に係る研修を充実させるとともに、多様な障害種に対応するための専門的な研修や、通常の学級における特別支援教育に係る研修等を通して、全ての教員が特別支援教育について学ぶ機会の充実を図ります。

○特別支援学校のセンター的機能の充実

主な関係課室所：県立 特支 義務

▶特別支援学校間のネットワークの強化

県内全域で特別支援学校がセンター的機能^{※21}を発揮できるよう、特別支援教育コーディネーターで構成される連絡協議会での情報共有や協議等を通じて、特別支援学校間のネットワークを強化し、特別支援学校がこれまで蓄積してきた専門的な知識や技能の共有を促進し、地域の学校に提供します。

▶ 幼稚園・保育所等や小・中・高等学校からの要請に応じた相談支援活動の充実

地域の学校における特別支援教育の充実を支援するため、特別支援学校がその専門性を生かし、地域の実情に応じた相談・支援等を組織的に展開できるよう助言するとともに、市町村教育委員会との連携を図ります。

■ 関係資料等

- ※20 特別支援学校版「つなぎ愛シート【個別の教育支援計画】」（教員向け）啓発リーフレット
- 特別支援学校版「つなぎ愛シート【個別の教育支援計画】」（保護者向け）啓発リーフレット
- ※21 県立特別支援学校センター的機能の充実に向けて（リーフレット）

3 学校教育の魅力化・特色化

(1) 高等学校等における教育の充実

■めざす姿

- ・生徒が入学した高等学校での学びに期待や展望を抱き、高校卒業時に希望する進路を実現できている。
- ・魅力や特色を有した学校・学科が整備され、充実した教育を展開している。

■重点的に取り組む事項

○高等学校教育の改革・充実

主な関係課室所: 教政 県立

▶県立高等学校教育の充実

各県立高等学校の魅力化・特色化の取組を支援し、その取組内容や成果を校内外に広く発信・共有するよう促進するとともに、生徒や保護者、地域や社会の期待・要請に応え信頼される高等学校教育の実現を各学校とともに推進します。

また、国が示す「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、和歌山県における「高等学校教育改革実行計画（仮称）」の策定に向けて取り組みます。

▶特色化選抜を実施する高等学校の広報の推進

全国の中学生を対象とした特色化選抜を実施する高等学校の教育内容を、チラシと電子パンフレット等により全国に発信することで、高い意欲や専門性を有した生徒を募集し、各高等学校教育の活力向上を図ります。

○高等学校における職業系専門学科等の充実

主な関係課室所: 総務 県立

▶「和歌山県教育委員会公式note」※22や県内企業紹介ポータルサイトの活用促進

生徒が、中学校での進路決定から職業学科等での学びを経て、社会へ出て働くところまでをイメージし、職業学科等で学ぶ魅力を感じられるよう、県立学校の最新情報を発信しているWEBサイト「和歌山県教育委員会公式note」や県内企業を紹介した「高校生のためのわかやま就職ガイド ポータルサイト」※23の活用を促進します。

▶産業界で求められる資質・能力の育成

職業系専門学科等における学びを充実し、特色化・魅力化を推進するため、企業等と連携・協働した専門的な授業の展開や、成長が期待される本県の産業分野（蓄電池・SAF・宇宙）に関連する教育プログラムの導入などを行います。また、産業教育設備を段階的に導入・更新します。

○高等教育機関との連携

主な関係課室所: 県立 義務

▶連携協定を活用した高等教育機関等との取組の推進

児童生徒が自分の進路について考えたり、興味・関心のある分野の学びを深めたりできるように、本県が連携協定を結んでいる高等教育機関等との取組を実施し、児童生徒に多様な学びの機会を提供します。

■関係資料等

※22 和歌山県教育委員会公式note

※23 高校生のためのわかやま就職ガイド ポータルサイト

3 学校教育の魅力化・特色化

(2) これからの社会を担う自立した人材の育成

■めざす姿

- ・児童生徒は、発達段階に応じて、将来や在り方・生き方について関心を持ち、社会の構成員として活躍しようとする意欲や、必要なスキルを獲得できている。
- ・学校卒業後に就職を希望する生徒は、働くことに夢や展望をもって学業に専念するとともに、主体的に就職活動に取り組んでいる。

■重点的に取り組む事項

○発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

主な関係課室所： 県立 特支 義務

▶「キャリア・パスポート」※²⁴等の充実及び活用促進

小学校から高等学校（特別支援学校を含む）まで系統的なキャリア教育を進める視点に立ち、連続した取組が可能となるよう、様々な教材の工夫や活用方法の共有等を推進するとともに、主体的に学びに向き合う力を育てるため、児童生徒が自己の成長の把握や、自己理解の深化につながるキャリア・パスポート等の活用を促進します。

○自立した社会人として身に付けておきたい資質・能力の向上

主な関係課室所： 県立 義務

▶外部機関と連携した主権者教育・消費者教育・金融教育等の充実

成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、社会の形成者としての基本的な資質・能力を発達の段階に応じて身に付けておく必要があることから、社会科及び家庭科を中心とする各教科等を通じた各種教育の充実を図るとともに、外部の専門機関等と連携した学習機会の提供を進めます。

▶気候変動問題に関する環境教育の充実

世界共通課題である気候変動問題についてのこどもたちの意識向上を図るため、脱炭素政策課で実施する「脱炭素の出前授業」※²⁵、「わかやまこどもエコチャレンジ」※²⁶等を活用した学びの機会の提供に取り組みます。

○就職支援の充実

主な関係課室所： 県立

▶応募前企業ガイダンスや応募前職場見学の活用促進

生徒が主体的に就職活動に取り組めるよう、「高校生のためのわかやま就職ガイドポータルサイト」※²⁷や、応募前企業ガイダンス、応募前職場見学の積極的な活用を促進します。

■関係資料等

※24 キャリア・パスポート

※25 脱炭素の出前授業

※26 わかやまこどもエコチャレンジ

※27 高校生のためのわかやま就職ガイドポータルサイト

3 学校教育の魅力化・特色化

(3) 広い世界へはばたく人材の育成

■めざす姿

- ・児童生徒がコミュニケーションの手段としての英語活用能力を高めるとともに、異文化に対する理解を深め、国際社会の一員であるという自覚のもとで行動しようとしている。
- ・児童生徒は、積極的に他者と関わろうとする意欲や高い志、科学技術等に対する探究心をもち、広い世界にはばたこうとする意識や資質・能力を身に付けている。

■重点的に取り組む事項

○グローバル人材の育成

主な関係課室所：県立 義務

▶英語を活用してコミュニケーションを図る活動等の促進

グローバル化が急速に進展する社会で、児童生徒の語学力等の基盤となる能力や発信力を育成するため、英語を活用してコミュニケーションを図る活動等の充実を促進します。

▶教員の英語指導力を高める研修の実施

小・中・高等学校を通した一貫性のある英語教育の確立に向けて、効果的な指導方法を身に付ける研修の実施や教材の提供等により、英語指導力の向上に取り組めます。

▶海外留学の促進

グローバルな視点を持ちローカル（地域）の課題解決及び発展に貢献する人材を育成するため、産学官が連携し生徒の海外での学びを支援します。

○高い志や学ぶ意欲の育成

主な関係課室所：教政 県立 特支 義務 支援

▶わかやまスクールパワーアップ事業^{※28}の実施

県内の公立学校が独自に実施する、児童生徒の主体的な取組や地域の実情に応じた取組を支援します。

▶「和歌山スーパー未来塾」の実施

専門分野を探究し続けることの意味や面白さなど「学びの本質」を知る機会を作り出すため、志の高い県内高校生等を対象に、東京大学先端科学技術研究センターの教員による講義を実施します。

▶世界・全国の規模で行われる各種大会や行事等への生徒の参加促進

広い世界にはばたこうとする高い志をもった生徒や、将来の本県における防災の担い手となる高校生を育成するため、「日本の次世代リーダー養成塾」^{※29}や「『世界津波の日』高校生サミット」への積極的な参加を促します。

■関係資料等

※28 わかやまスクールパワーアップ事業

※29 日本の次世代リーダー養成塾

1 今日的な課題に対応した学校の機能強化

(1) 魅力や活力を備えた学校の整備

■めざす姿

- ・生徒や保護者、地域社会の希望・期待に応えられる、高い専門性を有した高等学校等が整備されている。
- ・少子化の進行や社会の変化の中においても、学校の活力が維持され、児童生徒の学びや活動が保障されている。

■重点的に取り組む事項

○高等学校教育の改革・充実（再掲）

主な関係課室所：教政 県立

▶県立高等学校教育の充実（再掲）

各県立高等学校の魅力化・特色化の取組を支援し、その取組内容や成果を校内外に広く発信・共有するよう促進するとともに、生徒や保護者、地域や社会の期待・要請に応え信頼される高等学校教育の実現を各学校とともに推進します。

また、国が示す「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、和歌山県における「高等学校教育改革実行計画（仮称）」の策定に向けて取り組みます。

▶特色化選抜を実施する高等学校の広報の推進（再掲）

全国の中学生を対象とした特色化選抜を実施する高等学校の教育内容を、チラシと電子パンフレット等により全国に発信することで、高い意欲や専門性を有した生徒を募集し、各高等学校教育の活力向上を図ります。

○小・中学校の適正規模化や魅力ある学校づくりの支援

主な関係課室所：県立 特支 義務▶わかやまスクールパワーアップ事業^{※30}の実施（再掲）

県内の公立学校が独自に実施する、児童生徒の主体的な取組や地域の実情に応じた取組を支援します。

○部活動の充実

主な関係課室所：県立 義務 健体

▶学校部活動の環境整備

学校部活動において生徒が専門的な指導を受けられるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、中学校には部活動指導員を、高等学校には外部指導者を引き続き配置します。また、学校部活動の地域連携・地域展開に向け、「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」^{※31}に基づき市町村や各種団体等と連携し支援体制づくりを進め、新たな取組として、課題整理や関係団体等との調整を担うアドバイザーの配置等を行う市町村を支援します。

■関係資料等

※30 わかやまスクールパワーアップ事業

※31 和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針

1 今日的な課題に対応した学校の機能強化

(2) 教育の情報化及び教育DXの推進

■めざす姿

- ・児童生徒の情報活用能力の向上と、社会で必要とされるデジタル人材の育成に向けて、県教育委員会は、学校や教職員に対し、適切な指導や支援を行っている。
- ・学習活動等でICT機器を活用しやすい環境が整備されている。
- ・県教育委員会及び学校は業務の効率化を進めており、授業の質が高まっているとともに職員の勤務環境が改善されている。

■重点的に取り組む事項

○情報教育の充実

主な関係課室所: 教政

▶児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の充実

児童生徒の情報活用能力の育成のため、情報活用能力一覧表等を活用した「きのくにICT⁺5教育」^{※32}を進めます。また、生成AI⁺6など今日的なテーマを含めた情報モラル教育の充実を図るとともに、児童生徒の健康に留意したICTの活用^{※33}を推進します。

○教員のICT活用指導力の向上

主な関係課室所: 教政 学び

▶教員に対する研修の充実

全ての教員が、児童生徒のニーズや場面に応じた最適な学びの指導ができるよう、教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICT活用カチェックルーブリック^{※34}に対応した実践的な研修会を実施します。

▶「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けたICT活用指導力の向上（再掲）

ICTの効果的な活用による、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進するため、教員研修を実施します。

○ICTを効果的に活用した授業の推進

主な関係課室所: 教政

▶1人1台端末の活用促進

通常の学習での使用はもとより、不登校や障害のある児童生徒の支援等も含め、学校全体でICT活用に積極的に取り組むことができるよう、県域アカウントなどを活用し、好事例の創出及び横展開を図るとともに、県立学校においてはICT支援員による学校へのサポートを実施し、児童生徒が最適な環境で主体的に学べる環境づくりに取り組みます。

▶生成AI活用推進プロジェクトの実施

学校の授業等における生成AIの導入・活用を支援するため、実証モデル校で生成AIを用いた授業の実施・効果検証をすることにより生成AI活用ガイドライン運用の手引書や活用事例集の作成等を行います。

○学校におけるICT環境の整備

主な関係課室所: 教政

▶安全・安心に学べるICT基盤の整備

小学校、中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）について、GIGAスクール構想⁺7第2期で更新した1人1台端末を活用するための保守運用を行います。また、令和7年度に整備したクラウド環境及びインターネット環境を活用し、いつでもどこでもつながる安全・安心なICT環境を提供します。さらに、県立高等学校においては、これまでの公費負担による1人1台端末に加え、令和8年度からはBYOD端末⁺8も活用できる環境を整備し運用していきます。

○業務の効率化の推進

主な関係課室所: 総務 教政 教職 県立

▶デジタル採点ソフトの活用促進

教員の採点業務における負担の軽減を図るため、令和6年度から導入したデジタル採点ソフトの活用を促進します。

▶学校の業務改善に向けた支援の充実

教員の業務負担軽減のため、県が実施する会議について、引き続き内容に応じてオンライン開催やペーパーレス化を推進します。また、県立高等学校入学金等のキャッシュレス決済納付の推進に取り組むとともに、業務の効率化や授業の質の向上を図るため生成AI等の効果的な活用をめざします。

▶教員の業務量管理・健康確保措置実施計画

教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、実施状況の公表を行います。また、県立学校においては、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなるよう周知徹底します。

■関係資料等

※32 きのくにICT教育

※33 児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）

※34 ICT活用力チェックルーブリック

-
- ^{†5} **I**nformation and **C**ommunication **T**echnology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。
- ^{†6} 文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称。AIは 人工知能（**A**rtificial **I**ntelligence）の略。
- ^{†7} 1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした文部科学省の取組のこと。GIGAは **G**lobal and **I**nnovation **G**ateway for **A**ll の略で「全てのこどもたちのための、世界的な、そして革新的な入口」の意。
- ^{†8} 学校に持ち込み学習に利用するための生徒個人が所有する端末のこと。BYODは **B**ring **Y**our **O**wn **D**evice の略。

2 学校・家庭・地域の連携・協働

■めざす姿

- ・地域の子供の成長・発達を支援するために、学校・家庭・地域のそれぞれが、教育力を高め、互いに連携・補完している。
- ・「きのくにコミュニティスクール」の意義や役割が、全ての教職員、保護者、地域住民に共有され、学校運営協議会を核として、関係する人々が、連携・協働して取り組んでいる。

■重点的に取り組む事項

○学校運営協議会の活性化

主な関係課室所: 生涯

▶和歌山県CSマイスター（コミュニティ・スクール推進員）派遣事業^{※35}の活用促進

個別の課題に応じた具体的な助言を行うため、教職員、学校運営協議会委員及び地域学校協働活動を行う地域住民を対象とした研修会や学校運営協議会等に県CSマイスターを派遣します。

○家庭の教育力の向上

主な関係課室所: 生涯

▶訪問型家庭教育支援の推進

学校・家庭・地域が連携しながら子育てを支援する仕組みづくりをめざし、家庭教育支援チームによる実践発表会や、各チームのリーダーや支援員を対象とした専門講座を開催します。また、教育と福祉の連携の重要性について研修会等で教職員や福祉関係者に啓発します。

○地域の教育力の向上

主な関係課室所: 生涯

▶「きのくにコミュニティスクール」研修会等の実施

各地域における学校・家庭・地域の連携・協働体制の充実・発展をめざし、その伴走支援役となる市町村行政担当者を対象とした研修会を開催します。また、学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を対象とした研修会も開催します。

■関係資料等

※35 和歌山県CSマイスター派遣事業

- ◇ 家庭教育支援事業
- ◇ きのくにコミュニティスクール

3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進

(1) 教職員の資質・能力の向上

■めざす姿

- ・優れた教職人材を十分に確保できるよう、多様性や専門性等を評価した教員採用を計画的に実施している。
- ・教育委員会は、学校運営や授業改善等についての指導・支援や、適切な研修プログラムの整備を行っている。
- ・教職員が主体的に研鑽を積んでいる。

■重点的に取り組む事項

○指標及び研修履歴を活用した研修事業の充実 主な関係課室所: 学び

▶校長及び教員としての資質の向上に関する指標^{※36}・研修履歴の活用

校長及び教員が主体的に自らの学びをマネジメントし専門性を向上させるため、キャリア段階ごとに身に付けておくべき資質・能力を示した指標や自らの学びを振り返るための研修履歴の活用及びそれらを基にした管理職による教員との対話を通じた研修の受講奨励を推進します。

▶オンデマンド動画を活用した研修等の推進

自らのニーズやキャリア段階等に応じて必要な学びを主体的に行うことができるよう、大学教授等の講義と資料等をセットにした動画研修パッケージ^{※37}を充実させることで、校内研修や個人研修等の推進を支援します。また、県内教員が実際に行った授業の動画を公開し、視聴コメント等による交流（きのくに授業交流会～みんなで授業改善～）を通じて、授業改善・指導力向上を促進します。

○教育資料の収集と教育課題に関する調査研究 主な関係課室所: 学び

▶カリキュラムセンター機能と支援体制の充実

学び続ける教職員を支援するため、学びの丘が収集する教科書や資料を活用し、校内研修や授業づくりについて、指導主事派遣事業やコンサルテーションを実施します。また、今日的教育課題の解決に向けて、学びの丘作成の研究コンテンツ等の提供や、教職員との協働的な研究を行います。

○学校指導・支援事業の充実 主な関係課室所: 県立 特支 義務 紀北 紀南

▶要請訪問等の実施

学習指導要領の趣旨の実現、教育課程の適切な実施を図るため、要請訪問等を通じて、「和歌山県の教育の要点」や「教育委員会事務の点検及び評価報告書」等も参照しつつ、学校運営や教科指導等のための指導・支援を行います。

▶教科等研究団体の活性化

学校の小規模化等に伴い校内における教員同士の学び合いが困難になっている状況を踏まえ、教員の自発的な学校間及び教員間の連携を図る場の設定、招へい講師による勉強会等の開催を通して、教員としての資質及び授業力の向上等を図ることを推奨するため、引き続き教科等研究団体の活動を支援^{※38}します。

▶教師力アップのためのサポート事業^{※39}の実施

教員としての資質及び授業力の向上等を図るため、学校及び校種を超えた教員同士の自主的な研究、研修等の取組を支援します。

○ 優秀な教員の確保と免許外教科担任の改善

主な関係課室所: 教職

▶ 試験制度の見直し

教職志望者の減少という全国的な課題を踏まえ、教員採用選考試験制度の継続的な見直しと改善に加え、複層的に広報を進めることで、多様で専門性の高い優秀な教員の確保に努めます。また、免許外教科担任の改善に向け、認定講習を引き続き実施します。

■ 関係資料等

- ※36 校長及び教員としての資質の向上に関する指標
- ※37 動画研修パッケージ
- ※38 教科等研究団体支援事業
- ※39 教師力アップのためのサポート事業
 - ◇ 研修履歴活用ガイド
 - ◇ 全国教員研修プラットフォーム（ログイン画面）

3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進

(2) 教職員の勤務環境の改善

■めざす姿

- ・教職員の多忙感が緩和され、児童生徒と向き合う時間が増えている。
- ・教職員は、子供との関わりや自身の専門性を十分に発揮できる環境の中で、教職にやりがいを感じている。
- ・教職員の心身の健康が保持され、生き生きと勤務できている。

■重点的に取り組む事項

○業務の効率化の推進（再掲）

主な関係課室所：総務 教政 教職 県立

▶デジタル採点ソフトの活用促進（再掲）

教員の採点業務における負担の軽減を図るため、令和6年度から導入したデジタル採点ソフトの活用を促進します。

▶学校の業務改善に向けた支援の充実（再掲）

教員の業務負担軽減のため、県が実施する会議について、引き続き内容に応じてオンライン開催やペーパーレス化を推進します。また、県立高等学校入学金等のキャッシュレス決済納付の推進に取り組むとともに、業務の効率化や授業の質の向上を図るため生成AI^{†9}等の効果的な活用をめざします。

▶教員の業務量管理・健康確保措置実施計画（再掲）

教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、実施状況の公表を行います。また、県立学校においては、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなるよう周知徹底します。

○教員を支援するスタッフの配置拡充

主な関係課室所：特支 義務 健体 支援

▶教員業務支援員の配置

教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や授業準備等により注力できるよう、学習プリント等の準備や採点業務の補助、来客・電話対応等を行う教員業務支援員を配置します。

▶スクールカウンセラー等の専門スタッフの定数化に向けた国への働きかけ

学校に不可欠な職員であるスクールカウンセラー等の高度に専門的な知識・経験を持つ有資格者を持続的に確保するため、教職員定数に規定するよう、引き続き国に要望していきます。

▶部活動指導員の配置

より安全かつ効果的な活動を確保し、教員の負担軽減を図るため、引き続き部活動指導員を配置します。

^{†9} 文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称。AIは 人工知能（Artificial Intelligence）の略。

1 生涯学習の機会の充実

■めざす姿

- ・学び直しや教養を高めること、専門性の向上など、多様なニーズに応じた学びの場や支援が充実している。
- ・県立博物館施設が魅力ある企画を実施し、県民の文化・芸術・歴史・自然への関心が高まっている。
- ・「きのくにコミュニティスクール」の活用により、学校と連携・協働した取組が充実している。

■重点的に取り組む事項

○学習機会の提供

主な関係課室所：生涯

▶障害のある方々に対する生涯学習の機会の充実

障害のある方々が、生涯を通じて教育や文化などの様々な活動に親しむことができるよう、訪問型の講座（出張まなび講座^{※40}）を実施するとともに、障害のある方々と関係機関等が学びを深め合う交流の場を設けます。

▶「きのくに県民カレッジ」^{※41}の普及

県・市町村・大学・生涯学習関係団体等が実施する講座等を体系的に整理し、広く情報提供することで、生涯学習への意欲を喚起します。

○学習活動の支援

主な関係課室所：生涯

▶社会教育関係者を対象とした研修会の実施

多様化する県民の学習ニーズに応えた各地域での社会教育活動を充実させるため、社会教育関係職員等研修会を通じて、市町村教育委員会職員をはじめとした社会教育関係者の専門性向上や、地域で活動できる人材の育成・支援を図ります。

○読書活動の推進

主な関係課室所：生涯

▶読書推進フォーラムの開催

こどもから大人まで本に親しむ環境を広げることを目的として読書推進フォーラムを開催し、学校・家庭・地域が一体となった読書環境づくりをテーマに、対話とつながりを通して読書推進を図ります。

▶青少年や社会人層への図書館利用促進

県立図書館では、青少年や社会人層が主体的に課題解決できるように、資料の収集や情報提供、催し物の開催等を行うとともに、市町村立図書館・図書室との連携支援に努め、県全域での図書館利用の促進と読書環境の充実を図ります。

○「きのくにコミュニティスクール」と連携した、地域の活性化

主な関係課室所：生涯

▶コーディネート機能の強化

学校と地域が連携・協働して行う地域学校協働活動を通して、世代を越えた学び合いや地域住民同士のつながりづくりを進めることができるよう、地域と学校との情報共有を図る地域学校協働活動推進員等の配置を促進します。

○社会教育施設の充実

主な関係課室所：総務 教政 生涯 文遺

▶県立図書館の充実

居住地を問わず、広く県民が「知」と出会い、「知」を深める場や機会を提供するため、市町村立図書館・図書室への協力貸出やデジタルサービスの拡充を図ります。

▶企画展・特別展等の開催

博物館施設において、創意工夫を凝らした魅力的な企画展や特別展、展示作品の理解を深める学芸員解説やワークショップ等を開催し、優れた文化芸術や自然に対する県民意識の高揚を図ります。

▶県立自然博物館のリニューアル

県立自然博物館の展示・収蔵や防災の機能を高める現地でのリニューアルに向け、老朽化施設の更新・改修のための調査設計を実施します。また、地域活性化の向上に貢献できる取組も進めます。

■関係資料等

※40 障害者のための生涯学習（出張まなび講座）

※41 きのくに県民カレッジ

◇ リーフレット「読書文化の醸成に向けて～生涯にわたり読書に親しむために～」

3 文化芸術に親しむ環境の充実

■めざす姿

- ・多様な展覧会や公演、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会が充実し、文化芸術への興味関心が高まっている。
- ・貴重な文化芸術に関する資料が適切に保管され、活発に研究・活用されている。

■重点的に取り組む事項

○県民の文化芸術活動の促進

主な関係課室所: 総務 教政 文遺

▶児童生徒が博物館等施設で学ぶ機会の拡充（再掲）

児童生徒が文化芸術に親しみ興味や関心を高めるためには、質の高い優れた文化芸術に直接触れる機会が大切であることから、県内の公立小学校等の遠足や社会見学等における博物館施設の一層の活用を促進する事業^{※42}を実施し、学習活動の充実に取り組みます。また、MOMAW^{†10}（和歌山県立近代美術館）プロジェクトとして、建築作品としての美術館の魅力発信や、和歌山ゆかりの作家等の充実した収蔵品を活用した展覧会・講演会を開催するとともに、文化観光の拠点としての施設の機能強化、魅力向上に取り組みます。

▶大規模展の開催（再掲）

県立近代美術館では、和歌山市出身の日本画家である下村観山の大規模展を開催し、県内外の来館者に、郷土ゆかりの作家の名品に触れる機会を提供します。

▶企画展・特別展等の開催（再掲）

博物館施設において、創意工夫を凝らした魅力的な企画展や特別展、展示作品の理解を深める学芸員解説やワークショップ等を開催し、優れた文化芸術や自然に対する県民意識の高揚を図ります。

○文化芸術の保管・研究・公開

主な関係課室所: 総務 教政 生涯 文遺

▶学芸員による調査研究や資料収集の充実とその成果の積極的な県民への普及

博物館施設において、和歌山の自然、文化、芸術、歴史に関する資料の積極的な収集や保管、調査研究を行い、その成果を基に、展覧会や講演会、体験学習等を実施します。

▶南葵音楽文庫^{※43}の公開や成果の発信

南葵音楽文庫に所蔵する貴重な音楽資料の研究を進め、デジタルアーカイブの公開等も通じて、その文化・歴史的価値を広く県民に普及するとともに、南葵音楽文庫アカデミーや南葵徳川音楽塾の開催等により、和歌山の歴史や音楽文化に対する県民の興味関心を高めます。また、南葵音楽文庫寄託契約締結10周年となるため、記念事業を実施するとともに、今後の活用について検討していきます。

■関係資料等

※42 近代美術館・博物館の活用促進事業

※43 南葵音楽文庫

^{†10} 和歌山県立近代美術館の英語表記 The Museum of Modern Art, Wakayama の略。

4 文化遺産の保存と活用の推進

■めざす姿

- ・有形・無形の文化財について、学術的に評価されるとともに、積極的に保存と活用が進められている。
- ・多くの文化遺産を有する郷土を誇りに思うとともに、文化財を後世に継承しようとする機運が高まっている。

■重点的に取り組む事項

○文化遺産の保存・保全

主な関係課室所：文遺

▶世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全

世界遺産登録地と同等の価値がある参詣道の区間の追加登録に向け、奈良県や三重県、関係市町村と連携し、国史跡追加指定や機運醸成の取組を推進します。

▶岩橋千塚古墳群の保存と活用

学術的価値の高い重要な古墳の保護と活用を図るため、第4次特別史跡追加指定地の公有化を進めるとともに、特別史跡指定地の更なる拡大に向けた調査や、「特別史跡岩橋千塚古墳群保存活用計画」の改定に取り組みます。

▶文化財の計画的な保存修理及び新たな文化財指定の推進

文化財の総合的な把握と計画的な保存に向け、市町村等と連携し地域の文化財の掘り起こしを行い、新たな文化財の指定・登録を推進します。また、文化財としての価値を長く維持するため、計画的な保存修理や防災施設整備等の支援に取り組みます。

▶民俗文化財の保存と継承

少子高齢化等により後継者不足が深刻な民俗芸能等の無形民俗文化財や、祭礼、芸能に関わる用具等の有形民俗文化財について、保存会の実情把握に努め、各種助成制度を活用して伝承活動を支援します。

○文化遺産の活用

主な関係課室所：文遺

▶世界遺産の学習・理解の促進

幼少期から、郷土が誇るべき世界遺産について、存在を認識し追加登録や将来世代への適切な継承に向けた機運が持続するよう、教育機関と連携し学校教育における世界遺産についての学習機会の充実に取り組みます。

▶県立紀伊風土記の丘の新館建設

令和10年度の「県立考古民俗博物館（仮称）」の開館に向け、令和8年度は新館建設と既存資料館の改修に着手します。

なお、新館建設等に伴う資料館の休館中においても、出前授業や古墳ガイドツアー等のフィールドワークを実施し、文化財の教育・学習拠点としての機能を維持します。

■関係資料等

- ◇ 和歌山県文化財保存活用大綱

1 人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

■めざす姿

- ・児童生徒が、自他を認め合い、大切にしようとしている。
- ・人権について学んだことが児童生徒の態度や行動に現れ、自他の人権が守られている。

■重点的に取り組む事項

○教職員の資質向上

主な関係課室所: 人権

▶各種研修会の実施

教職員が確かな人権感覚を養い、人権に関する知識を身に付け理解を深められるよう、社会の変化を踏まえつつ研修の内容や方法の改善及び充実を図りながら、「人権教育担当教員等研修会」をはじめとした人権教育に係る研修会を実施します。

▶学校における人権教育の実施促進

県立学校において、特別活動や総合的な探究の時間等を活用し、差別をなくすために生徒たちの考えを深められる授業が行えるよう、教材や学習指導案等の開発、提供を行うとともに、教員自らが積極的に研修に励み、人権に関する知識を深め指導力を高めていく仕組みづくりを推進します。

▶人権教育に係る校内研修の実施促進

教職員が、人権教育に係る授業の改善や指導力・実践力の向上を図り、今日的な人権課題についての理解を深めるため、当課で実施する研修会の内容共有を推進するとともに、各学校が行う校内研修に、要請に応じて指導主事等を派遣します。

○現状・課題の把握と学校支援

主な関係課室所: 人権

▶教育計画の改善充実の促進

人権教育に体系的に取り組むことがこどもたちの人権感覚を養う上で重要であることから、各学校に対し、昨年度実施した人権教育の全体計画や年間指導計画等の見直しと改善及び重点的に取り組む人権課題^{※44}を位置付けた今年度の計画を作成の上で、人権教育に組織的に取り組むよう促すとともに、各学校の取組を支援します。

▶こどもの実態についての把握

人権教育が効果的に推進されるよう、人権教育の推進に関する調査や学校訪問等を通して、こどもの実態把握に努めるとともに、学校への指導・助言を行い、各学校等における人権教育の充実に努めます。

○人権教育の視点を大切にした授業の改善・充実に向けた支援

主な関係課室所: 人権

▶こどもの自己肯定感を高める取組の推進

人権教育は全ての教育活動を通じて行うことが必要なことから、いじめや虐待等、こどもの人権に係る現状を踏まえ、各種研修会や学校訪問等を通して、人権尊重の視点に立った教科等指導、生徒指導及び学級経営等を推進します。

▶授業の改善・充実に資する手法等の提供

こどもが主体的に人権学習に取り組めるよう、ペアやグループによる協働的な学習、ロールプレイングなどの間接体験、障害のある人との交流など、協力的・体験的・参加的な学習の参考となる実践事例等を提供します。

▶ 重点的に取り組む人権課題に関する資料提供

次の重点的に取り組む人権課題について、効果的な学習が推進されるよう、関連資料^{※44}等の提供を行います。

- ・ こどもの人権
- ・ 高齢者の人権
- ・ 障害のある人の人権
- ・ 同和問題（部落差別）
- ・ 外国人の人権
- ・ 感染症に関する問題
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題等
- ・ 性に関する人権

○ 今日の課題と好事例の情報発信と情報共有

主な関係課室所：人権**▶ 人権教育資料集等の活用促進**

人権教育の取組を広め充実させていくために、校内研修や授業実践等において活用できる県作成の指導資料集等^{※45}を提供します。

■ 関係資料等

※44 重点的に取り組む人権課題<ワークシート集>

※45 人権教育学習プラン、人権学習パンフレット

1 人権教育の推進

(2) 社会教育における人権教育の推進

■めざす姿

- ・各地域において、人権教育を推進する人材が豊富にいる。
- ・人権について学ぶ機会が充実している。
- ・自己の価値観等に固執することなく、新しい価値の創造や誰もが暮らしやすい社会の形成に向けた意識や意欲が醸成されている。

■重点的に取り組む事項

○地域における啓発及び指導力の向上

主な関係課室所: 人権

▶人権教育地方別研修会の実施

各地域の実情に即した人権課題を取り扱う研修会の実施を通して、県民の人権尊重の意識や確かな人権感覚の向上に取り組めます。

▶人権教育指導者研修講座の実施

各地域における人権教育の充実に向け、人権教育指導者研修講座の実施を通じて、今日的な人権課題についての理解を深めるとともに、市町村における人権教育担当者等の指導力向上に努めます。

○指導資料等の作成・活用普及

主な関係課室所: 人権

▶「実践に学ぶ」※⁴⁶の作成・活用普及

各地域における人権教育の充実に向けて、各市町村の取組を集約した人権教育（社会教育）指導者用資料の活用を促進します。

▶人権学習パンフレット※⁴⁷の活用促進

様々な人権課題について正しい理解や認識を深められるよう、保護者学級をはじめとした様々な社会教育の場における人権学習パンフレットの活用を促進します。

○地域や保護者に向けた学習機会の整備

主な関係課室所: 人権

▶人権問題に関する教育・啓発事業の充実

県民が人権問題に対する正しい理解や認識を深められるよう、市町村への補助事業等を活用し、地域の実情に即し、広く住民を対象とした教育・啓発事業の充実を図ります。また、各種団体や保護者等の要請に応じて研修を実施し、同和問題やこどもの人権等、様々な人権問題に対する教育・啓発を行います。

▶保護者学級開設への支援

小学校及び特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深められるよう、保護者学級の開設を支援するとともに、保護者の積極的な参加に向けた取組を促進するよう働きかけます。

○障害のある人への支援・識字教育の推進

主な関係課室所: 人権

▶障害者団体への事業委託

社会見学や体験型イベント等の事業を障害者団体に委託することを通して、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

▶よみかき交流会等の実施

識字学習者の学習意欲を高め、指導者の育成と指導力向上に向けた機会を提供するために、よみかき交流会等を実施し、識字教育を推進します。

■ 関係資料等

※46 実践に学ぶ

※47 人権学習パンフレット

2 多様な背景をもつ人を支える取組の推進

■めざす姿

- ・様々な理由で教育を受けることができなかつた人々や学び直しを希望する人が、自身の夢や希望に応じて学ぶことのできるセーフティネットが整備されている。
- ・全ての人々が社会の一員として活躍できるよう、教育における物理的な障壁が取り除かれている。

■重点的に取り組む事項

○必要とする人に支援が行きわたる仕組みの構築

主な関係課室所: **生涯**

▶奨学のための給付金の支給

授業料以外の教育費負担を軽減するため、国が設ける所得制限に該当する世帯に対して「和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」^{※48}を支給するとともに制度の周知に取り組みます。

○学校施設のバリアフリー化

主な関係課室所: **総務**

▶公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の推進（再掲）

安全・安心な学習環境を実現するため、公立学校施設の耐震化・バリアフリー化等の取組を進めていくとともに、市町村教育委員会への助言や情報提供を行います。

○多様な学習機会の整備・充実

主な関係課室所: **義務**

▶県立夜間中学の開設

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等の趣旨に鑑み、様々な理由で義務教育の機会を十分得られなかつた人や学び直しを希望する人への学びの機会を提供するため、県立新翔くろしお中学校を開校します。一人一人の生徒に寄り添い、年齢や国籍に関係なく、誰もが安心して学べる場を提供することをめざします。

○福祉関係機関等との連携強化

主な関係課室所: **生涯** **支援**

▶スクールソーシャルワーカーを核とした円滑な福祉行政との連携強化の促進

チーム学校としての機能を強化するため、各学校における、スクールソーシャルワーカーの校内体制への参画、家庭環境などにより学校生活に困難を抱えている児童生徒の早期発見、関係機関と連携した対応を促進するとともに、虐待を受けている疑いのある要保護児童等に対する適切な支援に努めます。

▶教育と福祉の連携促進に向けた研修会の市町村等への展開

学校生活に困難を抱えている児童生徒やその家庭への支援を充実させるため、市町村や学校等における教育関係者の福祉的支援に関する理解を深めるとともに、教育と福祉の関係者同士の相互理解と関係構築を図る研修会等を展開します。

■関係資料等

※48 和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

○和歌山県がめざす教育を実現するための学校運営

学校の運営に当たっては、以下の各項目に留意して取り組んでいただきますようお願いいたします。

(1) 学校等のめざす方向、コンセプトの共有

- ・学校等がめざす方向やコンセプトは、できるだけシンプルにわかりやすくまとめ、子供、保護者、教職員及び地域の方々々と共有する。
- ・学校等のめざす姿の実現に向けて、学校長等がリーダーシップを発揮し、チーム学校で組織的・機動的な学校運営を図る。

(2) 課題と目標を明確に、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)が生きる組織運営

- ・組織としての課題と目標を明確にし、それらを解決・達成するための効果的な計画を策定する。なお、計画の実施に当たっては、一人一人の子供の個性や課題に応じてきめ細かな指導や対応が行われるよう配慮する。
- ・PDCA サイクルの視点を効果的に取り入れ、取組の進捗や結果を評価し、改善するとともに、学期の区切りや年度末には、達成状況と次期への課題、改善策を明らかにして、次年度の取組に生かす。

(3) インクルーシブな教育環境の整備

- ・児童生徒ができるだけ居住地で学ぶことのできるよう、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムを前提とした学校・学級運営に留意する。
- ・児童生徒・保護者の学びの場についての選択の意思を尊重し、そのニーズに応えることができるよう、個別最適な学びの観点を踏まえ、柔軟で連続性のある学びの場、専門的できめ細かな指導を受けられる体制の充実を図る。
- ・小学校・中学校・高等学校と特別支援学校との間の人事交流を推進し、特別支援学校教諭二種免許状の取得促進を含めた、教員の専門性の向上を図る。

(4) 家庭・地域との連携・協働

- ・子供の豊かな育ちを保障するとともに、家庭・地域との結びつきを強めるため、学校・家庭・地域が目標を共有し、一体となって地域の子供たちを育てていく。
- ・学校と家庭・地域が役割分担をしながら課題解決に取り組む体制を強化することで、子供たちの成長を促進するとともに、教員の負担軽減を図る。

(5) 危機管理

- ・個人情報の漏えいやコンピュータウイルスの感染等への対策に万全を期すため、学校内で危機意識を高める研修を行い、個人情報に関するデータ等の管理や情報セキュリティの確保を徹底する。
- ・学校内、登下校中を問わず、学校教育において想定される、あらゆる危機に対して、日頃から校内の組織はもとより、地域の関係機関と情報共有し、連携を進めるとともに、学校における各種研修を充実させる。
- ・情報の中には、不確かな情報や事実と異なる情報もあるという認識のもと、氾濫する情報に翻弄されることなく、正しい情報に基づいて判断し、差別や偏見、いじめをしない、許さない意識を育む。

(6) 教員の働き方改革の推進と学校力の向上

- ・勤務時間管理の徹底により、教員の勤務時間を意識した働き方を確立させるとともに、ICTの活用などを通じて校務等の削減や効率化・合理化を図る。
- ・学校・家庭・地域等の連携強化による外部人材の活用など、「きのくにコミュニティスクール」の活性化や、スクールカウンセラー等の専門スタッフとの協業や役割分担などを通じて「チームとしての学校」を実現し、教員の業務削減や学校力の向上を図る。